

○麻薬及び向精神薬取締法施行令

(昭和二十八年三月三十一日)
(政令第五十七号)

麻薬取締法施行令をここに公布する。
麻薬及び向精神薬取締法施行令
(平二政二三七・改称)

内閣は、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四条第二項及び第三項の規定に基き、この政令を制定する。

(特定麻薬向精神薬原料)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)第二条第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。

- 一 N—アセチルアトラニル酸及びその塩類
- 二 イソサフロール
- 三 エルゴタミン及びその塩類
- 四 エルゴメトリン及びその塩類
- 五 過マンガン酸カリウム
- 六 サフロール
- 七 ピペロナル
- 八 無水酢酸
- 九 三・四—メチレンジオキシフェニル—ニ—プロパノン
- 十 リゼルギン酸及びその塩類
- 十一 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

(平四政一七六・追加、平四政三一八・平一三政三三四・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法)

第一条の二 麻薬営業者は、法第三十二条第二項の規定により同項に規定する事項の提供を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該譲受人に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た麻薬営業者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があつたときは、当該譲受人から、法第三十二条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて受けてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平一三政四・追加)

(向精神薬営業者に関する技術的読替え)

第一条の三 法第五十条の四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	前条	第五十条
第七条第一項	麻薬業務所	向精神薬営業所
	麻薬に関する業務又は研究	向精神薬に関する業務
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
第七条第三項	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
第八条	第五十一条第一項	第五十一条第二項
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者

第九条第一項	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
第九条第二項	前項	第五十条の四において準用する第九条第一項
第十条第一項	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
第十条第二項	前項	第五十条の四において準用する第十条第一項
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者

(平二政二三七・全改、平四政一七六・旧第一条繰下・一部改正、平一三政四・旧第一条の二繰下)

(向精神薬試験研究施設設置者に関する技術的読替え)

第二条 法第五十条の七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	前条	第五十条の五
	免許を	登録を
	免許証	登録証
第四条第二項及び第三項	免許証	登録証
第七条第一項	免許の有効期間中に当該免許に係る麻薬業務所	登録に係る向精神薬試験研究施設
	麻薬に関する業務又は研究	向精神薬に関する学術研究又は試験検査
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	免許証	登録証
第七条第三項	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	免許証	登録証
第八条	その免許の有効期間が満了し、又は第五十一条第一項	第五十一条第三項
	免許を	登録を
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬	厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者

	製造業者又は麻薬元卸売業者	
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	免許証	登録証
第九条第一項	免許証	登録証
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
第九条第二項	前項	第五十条の七において準用する第九条第一項
	免許証	登録証
第十条第一項	免許証	登録証
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
第十条第二項	前項	第五十条の七において準用する第十条第一項
	免許証	登録証
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者	厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者